

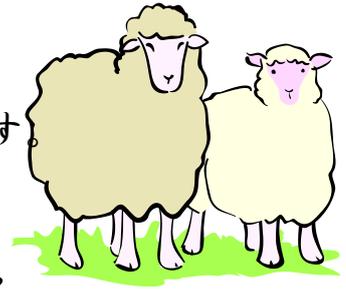
安全就業だより

第33号 平成27年1月 安全適正就業委員会

謹んで新年の御祝詞を申し上げます。

皆々様のご健康とご多幸を心から御祈念申し上げます。

本年も何卒よろしくお願い申し上げます。



事故撲滅キャンペーン終了

チャレンジ期間：平成26年6月1日～12月27日

達成地区：18地区中16地区

本所：三次・十日市・河内・栗屋・酒河
和田・神杉・田幸・川地・川西

北部支所：布野・作木

南部支所：吉舎・三良坂・三和・甲奴



期間中、無事故地区の会員様へ、誠にささやかではございますが、謹んで粗品を進呈致します。2月に予定しております地域班会議においてお配りしますので、多数のご出席をお願い申し上げます。

ありがとうございます。おかげ様で事故激減！？

(少ないわけではありません)

私達もやればできる！！

平成26年度 事故発生状況

平成26年12月末現在

傷害事故 0件 (平成25年度 4件発生)

物損事故 2件 (平成25年度 3件発生)

① 6月26日(木) 8時50分(八次)

ナイロンコードでの除草作業中、小石を飛散させ駐車してあった車両のリアガラスを破損、ボディに傷をつけた。

賠償責任保険342,620円 会員負担10,000円

② 11月12日(水) 10時00分

マンションの外壁とアスファルトの間に生えた草を刈り払い機で草刈中、キックバックして光ケーブルを切断した。

修理見積り金額129,600円 会員負担 未決

車両等による物損事故 2件（平成25年度 8件発生）

- ① 6月27日（金）（君田）
バックフォーによる植木の除去作業で、アームを下げずに移動させたため、屋根の底に接触し破損させた。
センター負担33,200円 会員負担10,000円
- ② 11月 8日（土）（北部支所）
当センターで管理している市所有のマイクロバスを洗車中に、後部ボディにヘコミキズがあることに気付き修理したもので、事故発生の原因や状況は判明していない。 車両保険128,250円

会員就業規約の一部改正

（会員マニュアルP43～45）

改正前	改正後
第5章 損害保険 (損害保険)	第5章 損害保険 (損害保険)
<p>第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財産に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。</p> <p><u>ただし、会員の自己負担額は免責額とする。</u></p>	<p>第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財産に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。</p> <p><u>ただし、損害賠償等裁定委員会の裁定により、故意又は重大な過失が認められた場合は、当該会員の自己負担額を賠償金額の2分の1とする。</u></p> <p>附 則 この規約は、平成26年9月1日から施行する。</p>

※損害賠償等裁定委員会（会員マニュアルP76）

事 例

1. 草刈り作業において、使用を禁止されているにも関わらずナイロンコードを使用し、現場付近に駐車してある車両を移動する手筈を踏まず、またネットやシートなどによる飛散防止対策を講ずることなく小石等を飛ばせ、車両や家屋などの財物に損害を与えた。
2. 修理費用 30万円
3. 損害賠償等裁定委員会の裁定により、事故を起こした会員には重大な過失があったと認められた。
4. 事故を起こした会員の負担額 15万円

※このようなことが起きないように、全員参加で安全就業に取り組みましょう。